

保健連絡協議会だより

一般医薬品の販売方法が変わりました

武雄杵島地区薬剤師会 松岡義和

薬事法の改正

皆さんが飲まれる薬には医療用医薬品（病院などで診察をうけた後に医師の処方箋によって使用される薬）と一般用医薬品（処方箋がなくても薬局・薬店で購入できる薬）がある事はご存じのとおりです。

今年の6月から国の制度が変わり一般用医薬品を、「副作用」「効能」「他の薬との飲み合わせ」などから大きく三つに分類することになりました。町の薬局、ドラッグストアに行かれると第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の表示が目につくと思います。

医薬品の違い

第1類医薬品とは、主にお医者さんで処方され調剤薬局で調剤してもらった薬と同じ成分を含み、副作用が心配される事もあり且つ市販されてから日が浅い医薬品を指します。（一部の毛髪用剤やH2プロソッカーの様な医療用医薬品から一般用医薬品へシフトされた薬など）

第2類医薬品とは、他の薬との飲み合わせや副作用など安全性上注意を要するものを指します。またこの中で特に注意を要するものを指定第2類医薬品と言います。（主な風邪薬、解熱鎮痛薬、胃痛の鎮痛・鎮痙薬など）

最後に第3類医薬品は上記を除いた医薬品です。（ビタミン含有保健薬、整腸薬、消化薬など）そして分類に応じて店頭では陳列される場所が分けられるようになりました。

特に第1類医薬品は、上記のような理由で消費者の皆様が直接手に触れられない場所に陳列する事になりました。継続して服用・使用されている方は6月以降、今までと違う場所に陳列されていますので戸惑われた方もいらっしゃると思います。



小売店・コンビニでも販売

さらに第1類医薬品は薬剤師だけが販売できませんが、第2・第3類医薬品は薬剤師以外でも新設された「登録販売者」が対応販売できるようになりました。つまり一般用医薬品の販売において、第2・第3類の医薬品は「登録販売者」の資格があれば、薬剤師がいなくても一般の小売店・コンビニでも販売できるようになった訳です。

以上、今年の6月からの主な改正点を書いてきました。今回の改正はお薬を安心して必要時に適切にご使用いただくためであると同時に、公的保険医療の縮小と医療の市場化という経済的・構造的な側面もあるのかもしれないですね。



献血にご協力ください

◆献血日時・会場
 8月6日(木)14時～16時・市役所山内支所
 8月11日(火)9時～16時・武雄市役所
 献血主催 武雄中央ライオンズクラブ
 佐賀県エルピーガス協会・武雄市



愛の献血にあたたかいご協力をお願いします。献血カード、本人確認のため免許証等をお持ちください。

健康課 (23)9135 担当:石萩



この夏子ども達へ贈る

橋門朝市 「夏休みスペシャル2009」

とき 8/9(日) (時間) 7時～9時

ところ 武雄温泉橋門朝市会場 (温泉どおり)

農林商工課 (23)9335 担当:古賀

